

逗子市立小・中学校消防用設備保守点検業務委託仕様書

1 業務の目的

消防用設備等の機能保全のため、消防法施行規則第 31 条の 6 に定める点検を消防庁告示第 14 号の基準に従い実施するものとする。

2 履行の場所

名 称	位 置
逗子市立沼間小学校	逗子市沼間 1 丁目 7 番 1 8 号
逗子市立久木小学校	逗子市久木 2 丁目 1 番 1 号
逗子市立小坪小学校	逗子市小坪 3 丁目 6 番 1 号
逗子市立池子小学校	逗子市池子 3 丁目 9 番 1 号
逗子市立逗子中学校	逗子市池子 4 丁目 7 5 5 番地
逗子市立久木中学校	逗子市久木 7 丁目 2 番 1 号
逗子市立沼間中学校	逗子市沼間 3 丁目 2 1 番 2 号

3 委託の期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務の日時

第 1 回点検（総合点検）を 8 月に、第 2 回点検（機器点検）を 2 月に行うものとし、実施日時については別途指示するものとする。

5 業務の内容

(1) 消防用設備等について、設備点検の有資格者を派遣し、消防法施行規則第 31 条に定める点検を消防庁告示第 14 号の基準に従い実施する。

点検対象設備は次のとおりとする。（業務履行場所内のすべての消防用設備が対象）

(ア) 消火器具

(カ) 防火戸設備

(イ) 消火栓設備

(キ) 非常電源専用受電設備（久木小学校）

(ウ) 自動火災報知設備

非常電源専用受電設備（逗子中学校）

(エ) 非常放送警報設備

(ク) 避難器具

(オ) 誘導灯設備

(2) 消防用設備等について不具合が生じた場合、現地を確認し発注者に状況を報告すること。

なお、費用が発生する場合には、見積書を添付し、緊急性を明確にした上で発注者に報告すること。

6 提出書類

(1) 点検結果報告書（損傷箇所等異常な箇所については、写真を添付する。）

※点検時の損傷箇所の復旧、補修に係る費用、消防用設備の耐用年数等について報告すること。

その際、見積書を添付し、緊急性を明確にした上で発注者に報告すること。

※点検時、各学校における消防用設備等の数量と耐用年数や交換時期を確認し、書面にて報告すること。

(2) その他発注者が指示する書類

その他発注者が指示する書類については、発注者、受注者が協議を行い必要に応じて受注者の費用負担をもって作成すること。

7 支払い方法

2回払い（総合点検、機器点検の業務完了後）とする。

消防用設備一覧表（小学校）

【参考】

設 備 名	装 置 内 容	沼 間 小 学 校	久 木 小 学 校 (久木会館含む)	小 坪 小 学 校	池 子 小 学 校
消火器具	小型消火器	5 4 本	4 2 本	3 6 本	3 9 本
消火栓設備	加圧送水装置	1 式	1 式	1 式	1 式
	ポンプ操作盤	1 面	1 面	1 面	1 面
	屋内消火栓	2 0 基	1 3 基	1 2 基	1 2 基
	起動スイッチ	2 0 個	1 3 個	1 2 個	1 2 面
自動火災報知設備	受信機P型1級	29/30 回線	24/30 回線	20/20 回線	24/25 回線
	表示機	29/30 回線	24/30 回線	20/20 回線	24/25 回線
	中継機	—	1 台	—	—
	光電式スポット感知器	8 個	6 個	5 個	1 個
	イオン式感知器	—	—	—	4 個
	差動式分布型感知器	1 0 個	7 個	7 個	4 個
	差動式スポット型感知器	1 2 2 個	1 3 9 個	8 4 個	7 7 個
	定温式スポット型感知器	1 2 個	1 8 個	1 4 個	1 5 個
	発信機P型1級	1 9 個	1 3 個	1 3 個	1 3 個
	電鈴	1 9 個	1 6 個	1 3 個	1 3 個
	表示灯	1 9 個	1 3 個	1 3 個	1 3 個
	電源装置	1 式	1 式	1 式	1 式
	消火栓連動起動装置	1 式	1 式	1 式	1 式
非常警報設備	増幅器	1 台	1 台	1 台	1 台
	スピーカー	1 0 8 本	8 3 本	5 0 本	6 3 本
	トランペットスピーカー	—	4 本	3 本	1 本
	起動釦	1 式	1 式	1 式	1 式
	電源装置	1 式	1 式	1 式	1 式
誘導灯	小型誘導灯	5 8 台	2 6 台	2 9 台	4 5 台
	中型誘導灯	—	4 台	—	—
防火戸	連動制御盤	2 台	1 台	1 台	1 台
	煙感知器	1 3 個	1 2 個	1 8 個	1 0 個
	防火戸	1 6 面	1 2 面	2 1 面	3 面
	防火シャッター	2 面	3 面	2 面	7 面
避難器具	救助袋	—	—	—	—

消防用設備一覧表（中学校）

設 備 名	装 置 内 容	逗 子 中 学 校	久 木 中 学 校	沼 間 中 学 校
消火器具	小型消火器	36 本	55 本	58 本
消火栓設備	加圧送水装置	1 式	1 式	1 式
	ポンプ操作盤	1 面	1 面	1 面
	屋内消火栓	18 基	16 基	21 基
	起動スイッチ	18 個	16 個	21 個
自動火災報知設備	受信機 P 型 1 級	31/40 回線	22/30 回線	複合型 1 台
	表示機	31/40 回線	22/30 回線	28/30 回線
	光電式煙感知器	8 個	12 個	59 個
	イオン式感知器	1 個	1 個	—
	差動式分布型感知器	6 個	12 個	9 個
	差動式スポット型感知器	131 個	119 個	122 個
	定温式スポット型感知器	9 個	5 個	11 個
	発信機 P 型 1 級	20 個	17 個	24 個
	電鈴	20 個	17 個	24 個
	表示灯	20 個	17 個	24 個
	電源装置	1 式	1 式	1 式
	消火栓連動起動装置	1 式	1 式	1 式
非常警報設備	増幅器	1 台	1 台	1 台
	スピーカー	55 本	70 本	69 本
	トランペットスピーカー	4 本	3 本	—
	起動釦	1 式	1 式	1 式
	電源装置	1 式	1 式	1 式
誘導灯	小型誘導灯	9 台	16 台	21 台
	小型通路誘導灯	—	—	10 台
	中型誘導灯	7 台	10 台	11 台
	中型通路誘導灯	—	—	3 台
漏電火災警報器	漏電火災報知警報	—	—	—
防火戸	連動制御盤	1 台	1 台	1 台
	煙感知器	12 個	12 個	26 個
	防火戸	4 面	8 面	8 面
	防火シャッター	8 面	4 面	37 面
	防火ダンパー	—	—	12 台
避難器具	金属製吊り下げはしご	—	2 台	2 台

(別紙)

暴力団等排除に係る特記仕様書

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第1条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例(平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき又は受注者が法人等(法人又は団体をいう。)である場合にあっては、当該法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第2条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、しゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害によりしゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。

*工事請負契約の場合は「しゅん工期限」、業務委託契約の場合は「履行期限」、物件供給契約の場合は「納入期限」、長期継続契約又は賃貸借契約の場合は「賃貸借期間開始時」と読み替えます。

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らがを行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を持有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

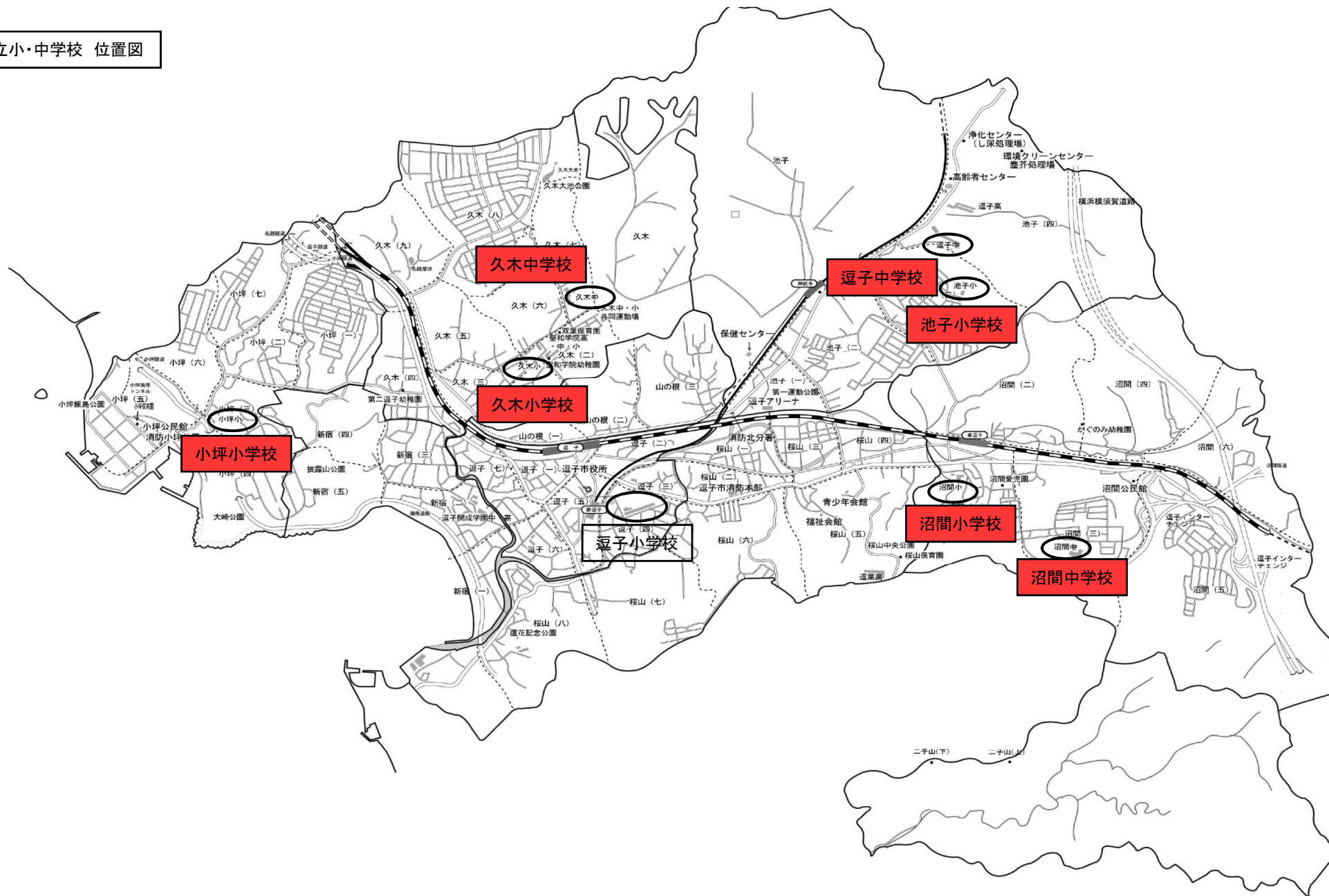
(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

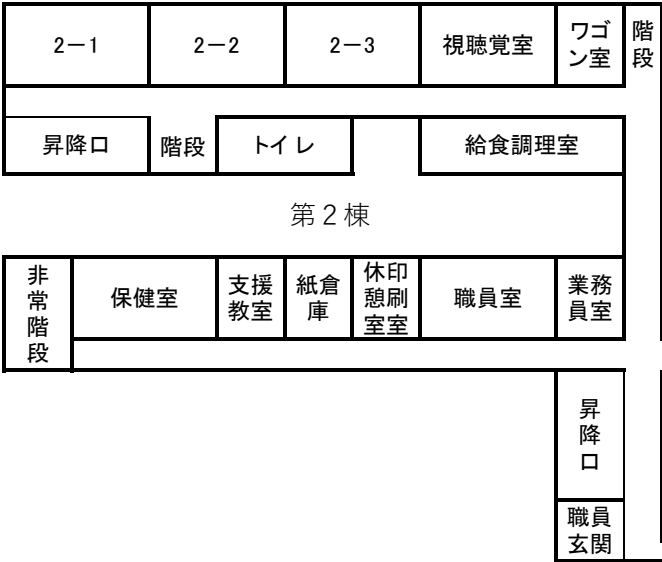
逗子市立小・中学校 位置図



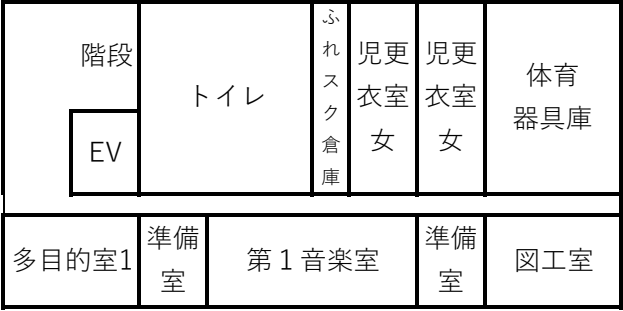
沼間小学校教室配置図

○ 1 階

第 3 棟



体育館棟

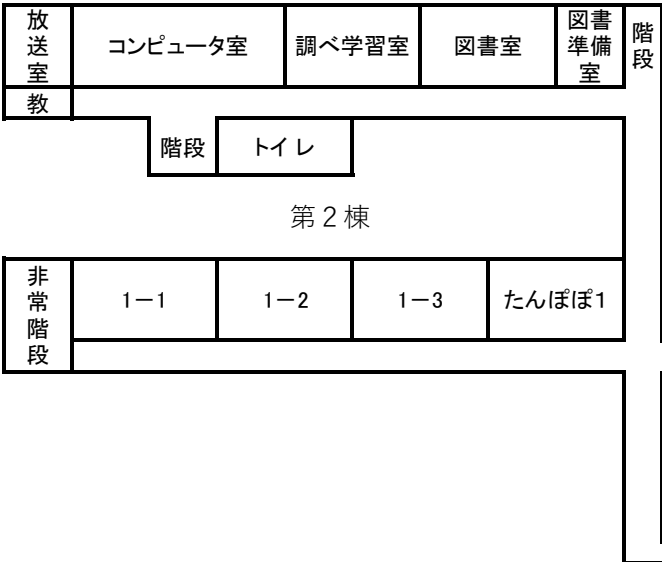


第 1 棟

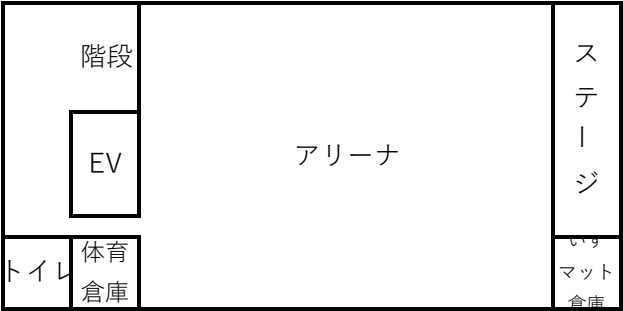


○ 2 階

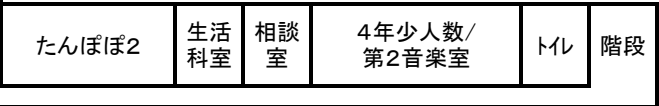
第 3 棟



体育館棟

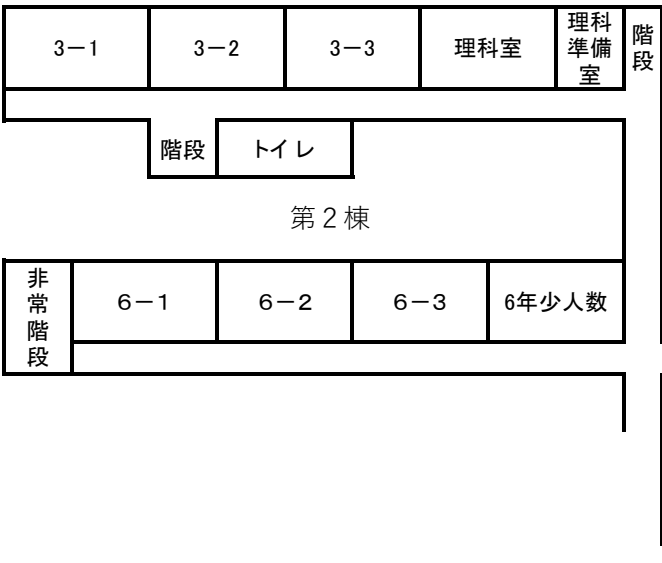


第 1 棟



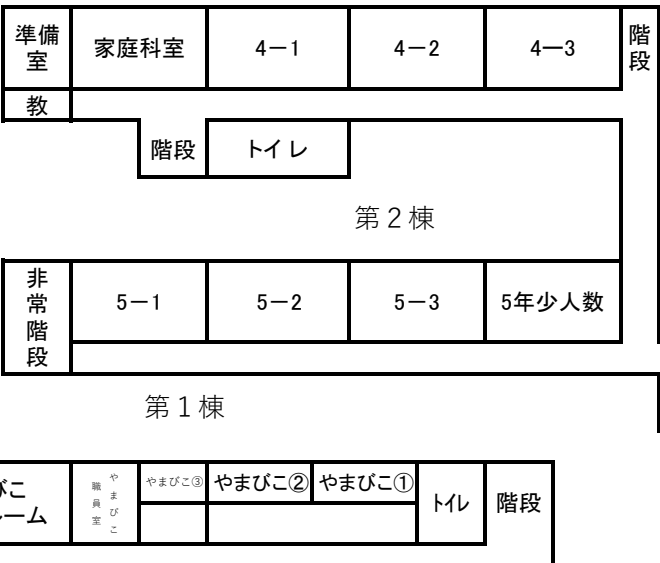
○ 3 階

第 3 棟



○ 4 階

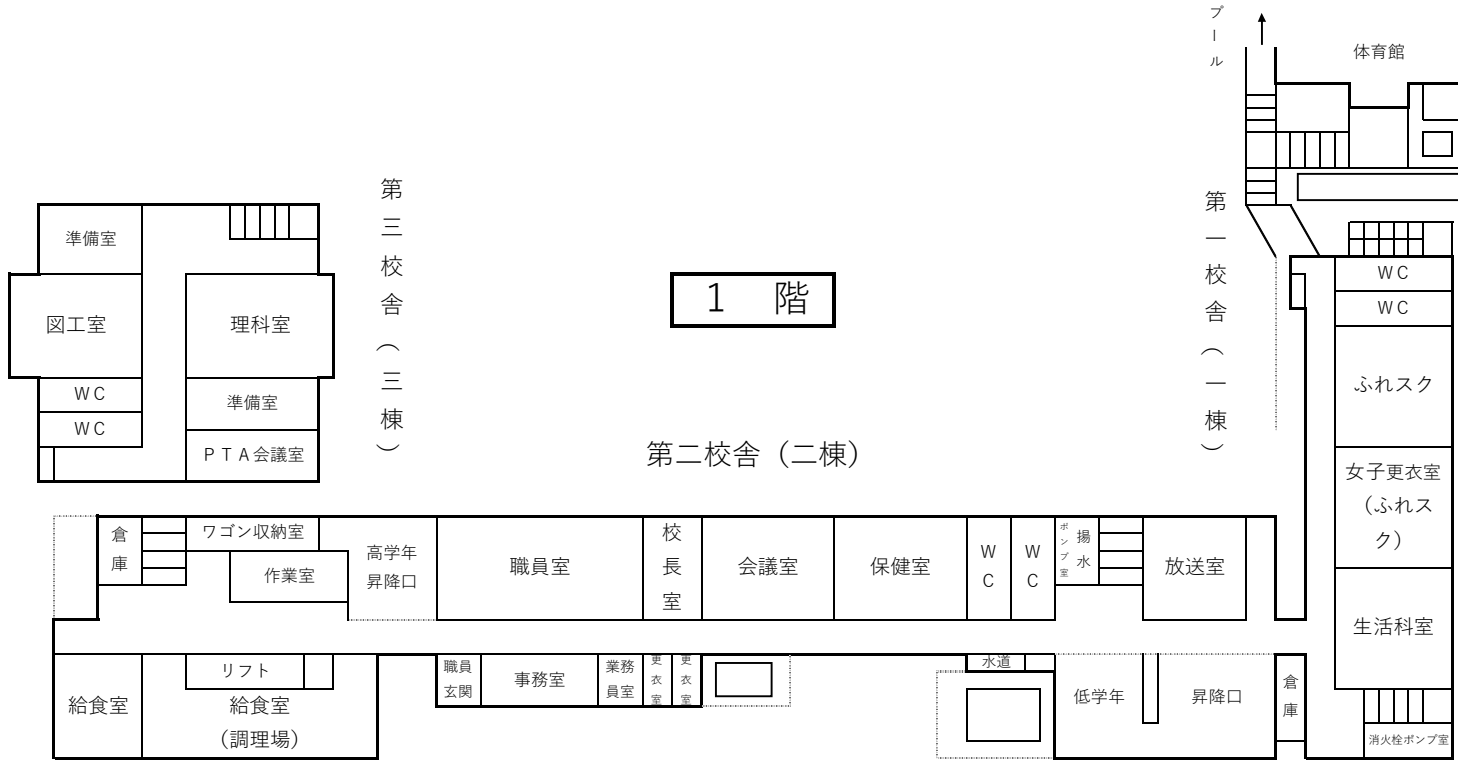
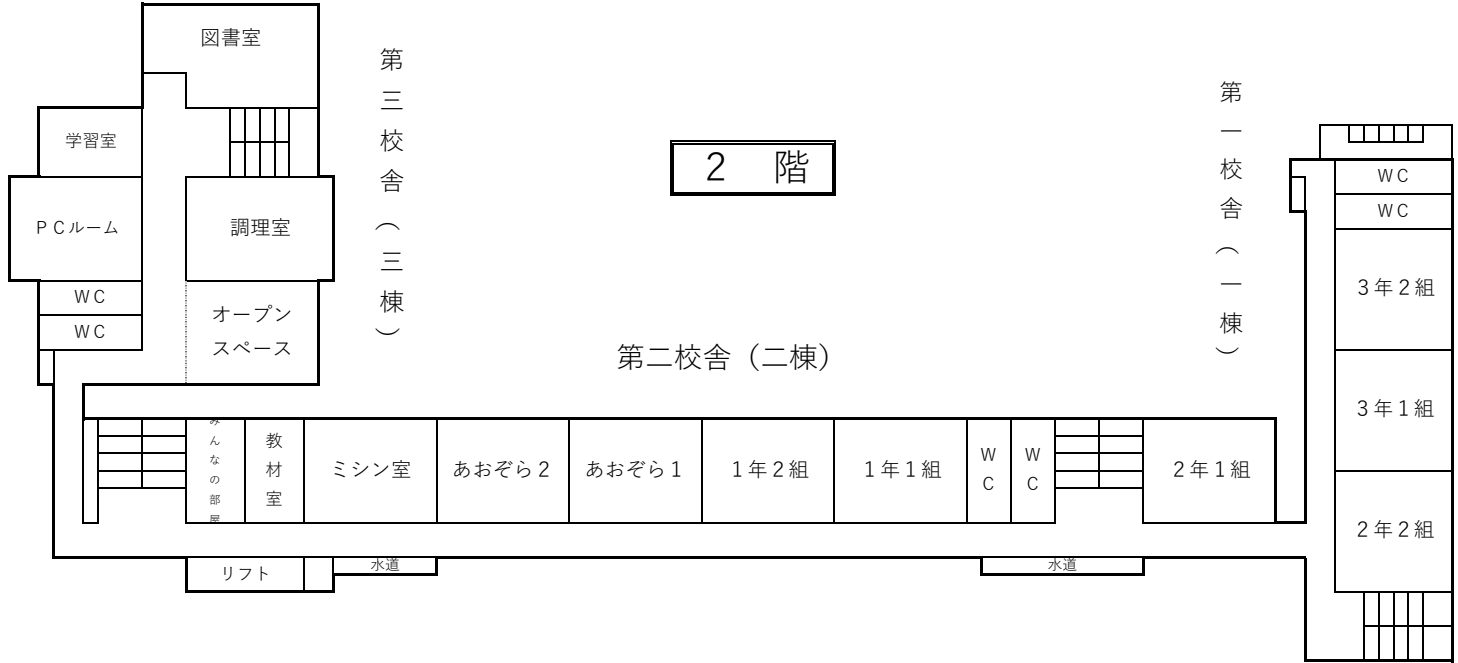
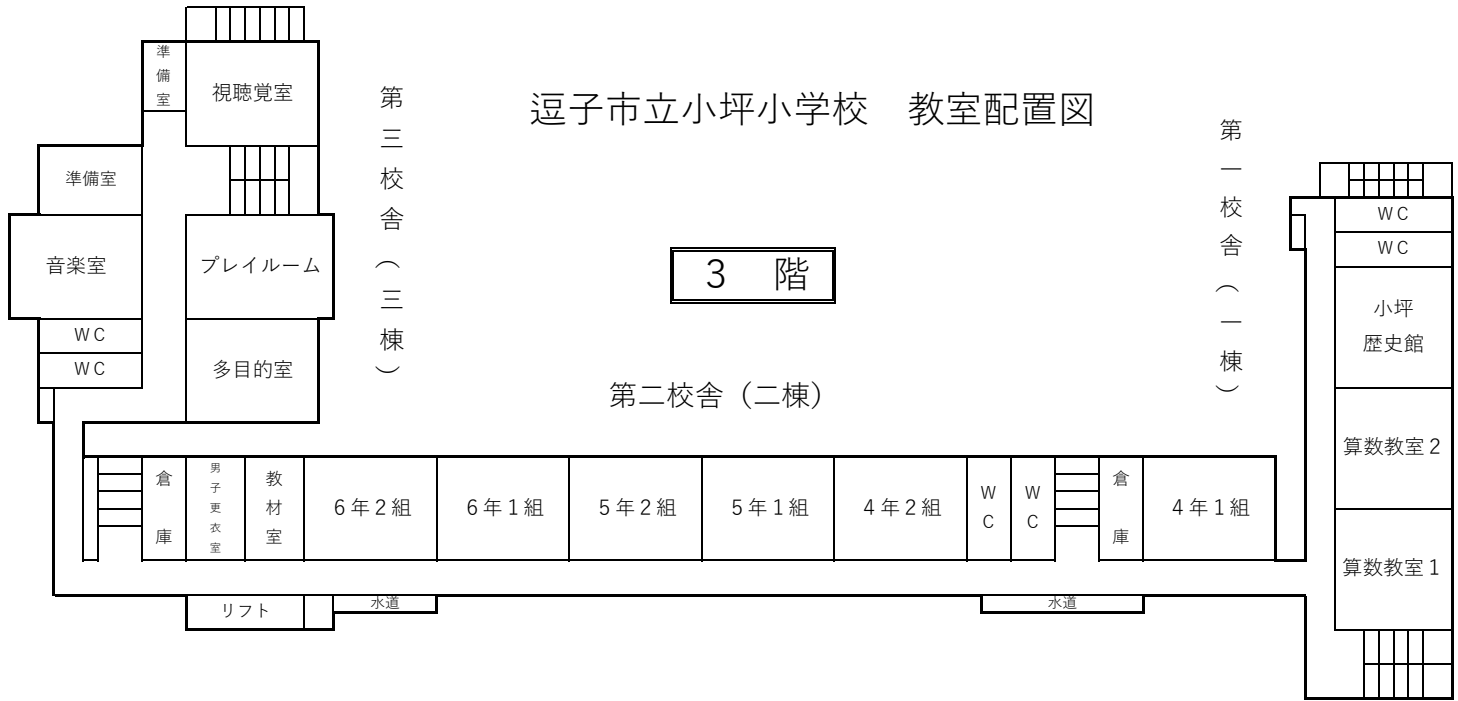
第 3 棟



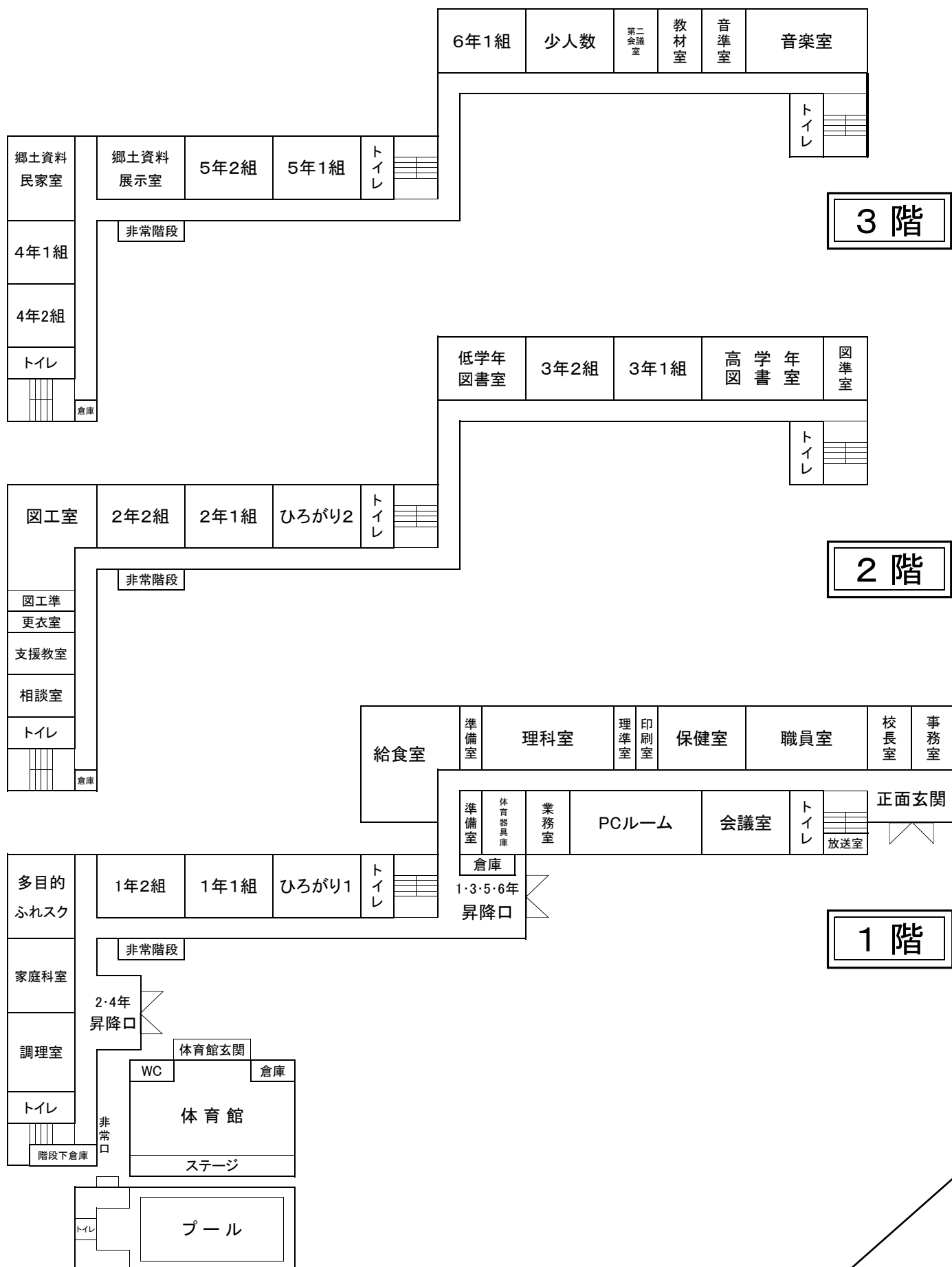
久木小学校 教室配置図



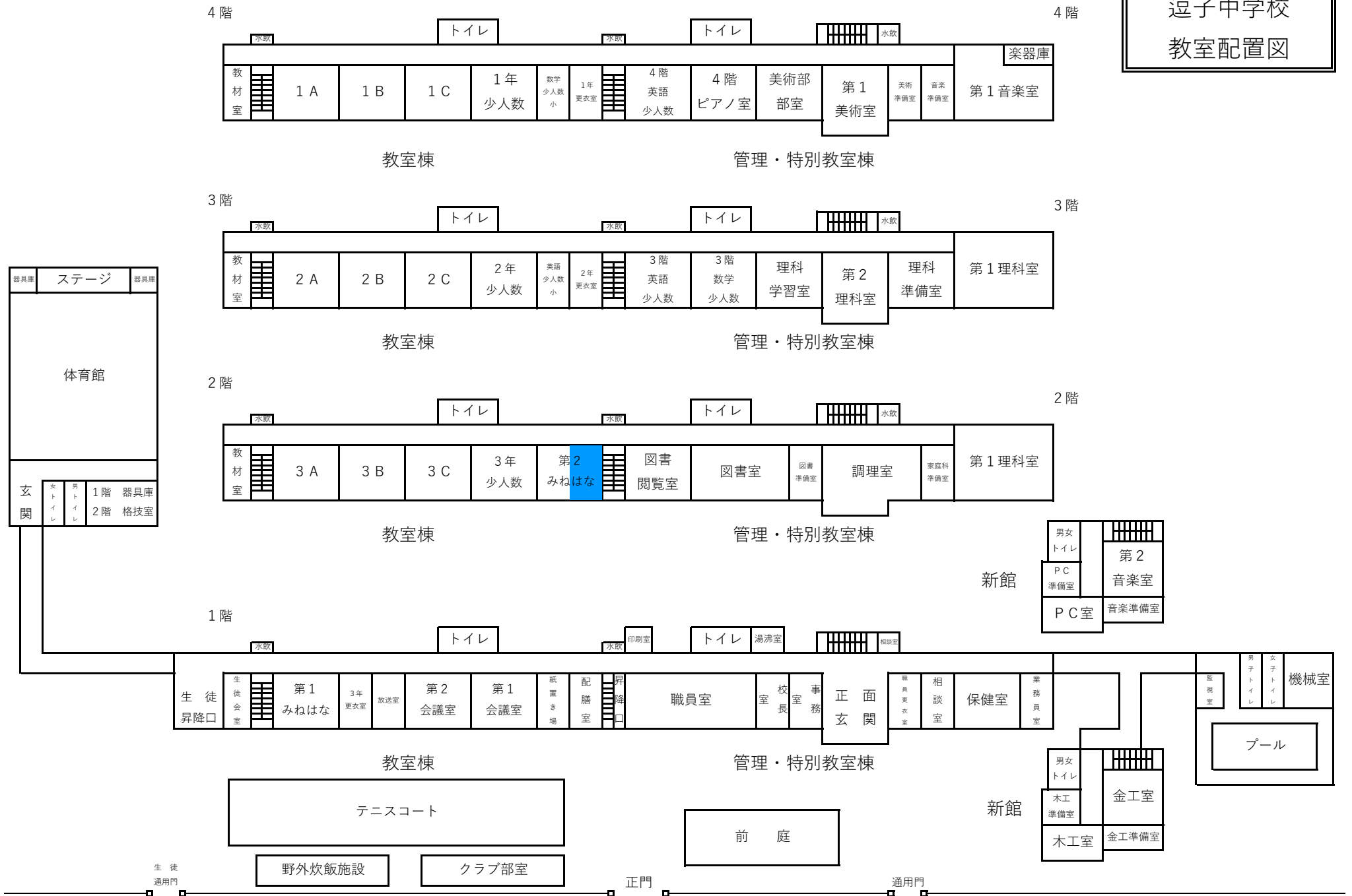
逗子市立小坪小学校 教室配置図



池子小学校 校舎配置図



逗子中学校 教室配置図



久木中学校 教室配置図

